

新人症例発表会に関する同意書の使い方

個人情報保護法施行により、症例検討会や症例研究などで症例を報告する場合、ご本人の同意が必要となりました。これにともない、一般社団法人 群馬県作業療法士会での発表に関しても、県士会長宛てに同意書が必要となりました。

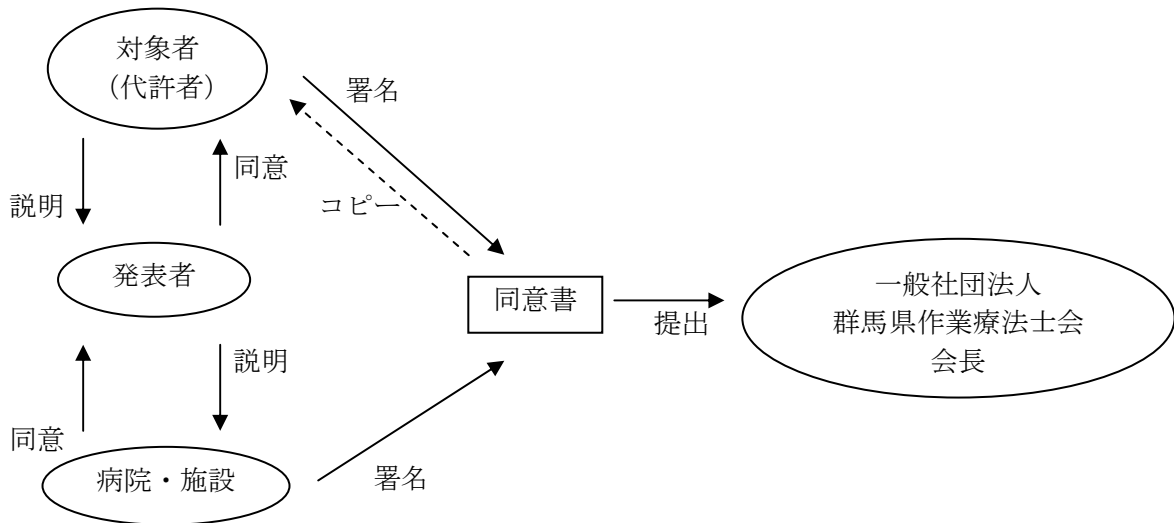
今回の新人症例発表会に関しても、説明文（別紙）を用いた説明を行ない、ご本人の同意を得て同意書に署名を頂いて下さい。ご本人から同意を得にくい場合や、対象者が未成年の場合は、代諾者（ご家族等）に同意を得て下さい。

また、発表者が所属する施設にも、発表を行うことを説明し、同意を得て同意書に署名して頂く必要があります。発表施設の同意書は、OT協会の同意書の扱いが変わったことにより、本県士会でも「施設長もしくは**部門の責任者**」の同意書で構わないこととしました。（詳細はOT協会のHP：<http://www.jaot.or.jp/members/jirei/>）を参照して下さい。

ご本人に署名していただいた**同意書のコピー**をご本人に控えとしてお渡しすること、および、**同意書（原本）**を抄録用原稿と共に各ブロック担当者に提出をお願い致します。

所属施設で同意書を保存する必要がある場合には、各自でコピーを取り提出してください。施設の同意が得られても文書作成して頂けない場合は、原稿提出時にその旨をお知らせ下さい。

ご不明な点は、各ブロック担当者までご連絡下さい。



新人症例発表会に関する同意書の説明内容

同意書の説明内容の概要は以下の通りです。これをもとに、対象者の方に分かりやすく説明して下さい。

1. 「新人症例発表」の目的

- ・「新人症例発表」とは（社）日本作業療法士協会の会員に義務づけられている「現職者共通研修」の1つの研修である「事例検討」を指します。
- ・「新人症例発表」は新人の作業療法士が日頃抱えている疑問や問題点、あるいは成果・経験などに対して、先輩作業療法士や他施設の作業療法士との意見交換・助言から、解決の糸口を見つけるきっかけとなることを目的としています。

2. 「新人症例発表」の方法

- ・「新人症例発表会」（2012年4月を予定）において、口頭で発表します。
- ・また、「新人症例発表会」抄録集として、紙面に発表します。

3. 「新人症例発表」の活用範囲

- ・上記2の発表会で発表します。
- ・一般社団法人 群馬県作業療法士会の機関誌「群馬県作業療法」や（社）日本作業療法士会の機関誌「作業療法」、その他の専門誌に発表することがあります。

4. 「新人症例発表」への協力と取りやめの自由について

- ・「新人症例発表」に参加するかどうかは、対象者（または代諾者）と施設長（または部門の責任者）の判断によって決めて頂きます。
- ・参加を断ることで対象者または施設が不利益を受けることはありません。
- ・また、一旦参加に同意した後も、これを取りやめることができます。その場合は、説明を受けた作業療法士に申し出て下さい。
- ・なお、取りやめを申し出た時点で、すでに発行されている「新人症例発表会」抄録集等の印刷物については、掲載を取り下げることができませんので、あらかじめご了承下さい。

5. 人権擁護と個人情報の保護について

- ・一般社団法人 群馬県作業療法士会は対象者の人権擁護と個人情報の保護について最善の注意を払います。
- ・発表する「新人症例発表」については、個人情報の「匿名化」を行います。
- ・一般社団法人 群馬県作業療法士会教育部においても匿名性について確認を行い、匿名性の確保されない「新人症例発表」については、これを受理いたしません。
- ・同意書については、一般社団法人 群馬県作業療法士会において責任を持って管理・保管し、漏洩および個人情報の紛失等の防止を徹底します。